

報告第9号

平成26年度北本市財政の健全化判断比率の報告について

平成26年度北本市財政の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成27年8月27日

北本市長 現王園 孝 昭

## 平成26年度北本市財政の健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.02)	— (18.02)	3.9 (25.0)	52.5 (350.0)

### 備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」として記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

## 成 2 6 年 度 北 本 市 財 政 の 健 全 化 審 査 意 見 書

### 第 1 審 査 の 対 象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号の規定に定める健全化判断比率について、同法第 3 条第 1 項の規定に基づいて市長より審査に付された次の健全化判断比率である。

- 1 実質赤字比率
- 2 連結実質赤字比率
- 3 実質公債費比率
- 4 将来負担比率

### 第 2 審 査 日

平成 2 7 年 7 月 3 0 日

### 第 3 審 査 の 方 法

財政健全化審査は、市長から提出された平成 2 6 年度決算における北本市財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第 4 審 査 の 結 果

#### 1 総 合 意 見

審査に付された北本市財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	平成 2 6 年 度 (%)	平成 2 5 年 度 (%)	早期健全化基 準 (%)
①実質赤字比率	—	—	1 3 . 0 2

②連結実質赤字比率	—	—	18.02
③実質公債費比率	3.9	4.9	25.0
④将来負担比率	52.5	33.3	350.0

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」として記載

## 2 個別意見

### ① 実質赤字比率について

平成26年度決算における実質赤字比率は、実質赤字額がないため、良好な状態にあると認められる。

### ② 連結実質赤字比率について

平成26年度決算における連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、良好な状態にあると認められる。

### ③ 実質公債費比率について

平成26年度決算における実質公債費比率は、3.9%となっており、前年度と比較して1.0ポイント減少した。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

### ④ 将来負担比率について

平成26年度決算における将来負担比率は、52.5%となっており、前年度と比較して19.2ポイント増加した。早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

## 3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。